

上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所

0176-23-6235 (FAX 0176-23-3044)

090-6453-7023 (夜間・休日)

上十三地区家畜衛生推進協議会

0176-25-2362 (FAX 0176-24-3888)

(一社)青森県畜産協会

017-722-4331 (FAX 017-731-1196)

県内でPED今季初発生！防疫再徹底を！

県内で、今季初めての豚流行性下痢（PED）が発生しました。PEDの発生は1月から5月に集中するといわれています。

感染の拡大を防ぐため、飼養衛生管理基準を守り、農場内に本ウイルスを侵入させないよう、より一層、防疫体制の強化を徹底してください。

◎県内の発生事例の概要

経営形態	繁殖肥育一貫経営、飼養頭数約18,500頭
症状	下痢、嘔吐
発症頭数	哺乳豚320頭、死亡30頭（平成28年1月26日現在）



写真：農林水産省 HP

◎本病の防疫対策

■病原体侵入防止対策

- ① 農場入退場時、と畜場や市場を利用した時には必ず**車両消毒**を行う。**タイヤ**を中心に**運転席マット**、**ペダル**等も忘れず念入りに消毒を行う。特に豚の運搬車両では荷台の洗浄・消毒を徹底する。
- ② **と畜場専用の履物と衣類**を準備し、入退場時には着替える。
- ③ 作業ごとに、こまめに**手指の洗浄・消毒**を実施する。

※本ウイルスに対しては、**逆性石炭**等の一般的な消毒薬も有効です。

裏面につづく

※本対策は飼養者、従業員に加え、農場に立ち入る飼料業者、死亡獣畜取扱業者、運送業者、建設業者等も実施する。



車内(マット、ペダル等)も消毒!



手指の洗浄・消毒も忘れずに!

- ④ 導入した豚は別豚舎で隔離し、2~4週間健康状態の観察を行う。
- ⑤ 本病は哺乳豚に大きな被害をもたらすので、特に繁殖分娩舎での衛生対策（作業者の専従化、専用衣類への更衣と履物の履き替えなど）が重要です。
- ⑥ 野鳥等の野生動物との接触をさせない。食品残渣等の飼料を屋外に露出した状態にしない。

■病原体の伝播防止

- ① 本病に感染している豚を誤ってと畜場や市場等に運び出すと、本病を広げてしまう恐れがあるため、本病を疑う症状がみられた時は出荷を中止し、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。

■ワクチン接種

- ① 哺乳豚の発症を抑えるために、分娩前の妊娠豚に接種する。
- ② 適切なワクチン接種を実施する。

■早期の発見・通報

- ① 飼養している豚の健康観察を徹底する。
- ② 通常と異なる下痢、嘔吐、食欲不振、死亡等の症状がみられた際は、速やかに家畜保健衛生所へ連絡する。



十和田家畜保健衛生所

電話 0176-23-6235(平日)

携帯 090-6453-7023(休日・夜間)

ホームページアドレス <http://www.applenet.jp/~towada-kaho/>